

# 京都府立大学大学院特別研究学生規程

(平成20年京都府立大学規程第53号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学大学院学則(平成20年京都府立大学規則第2号)第44条第2項の規定により、特別研究学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 特別研究学生に志願しようとする者(以下「志願者」という。)は、研究内容についてあらかじめ指導を受けたい教員と協議しなければならない。

(研究期間)

第3条 特別研究学生の研究期間は、1年以内とする、ただし、必要があると認められた者については、これを延長することができる。

(出願手続)

第4条 志願者は、次に掲げる書類を添え、学長に願い出なければならない。

- (1) 特別研究学生願書(別記第1号様式)
- (2) 履歴書
- (3) 研究経過概要

(研究の許可)

第5条 特別研究学生の本学での研究の許可は、研究科会議又は教授会の審議を経て、学長が行う。

(手続)

第6条 受入れを許可された者は、別に定めるところにより手続をしなければならない。

- 2 所定の期日までに手続を行わない者は、特別研究学生を辞退したものとみなし、その許可を取り消す。

(身分証明書)

第7条 前条第1項の手続をした者に、特別研究学生証を交付する。

(研究状況報告書)

第8条 特別研究学生は、所定の研究期間が終了したときは、研究状況報告書を学長に提出するものとする。

- 2 学長は、特別研究学生が在籍する大学院に対して、研究指導状況報告書を送付する。

(授業料)

第9条 授業料については、京都府公立大学法人授業料等に関する規程(平成20年

京都府公立大学法人規程第24号)の定めるところによる。

2 実験、実習等に要する費用は、特別研究学生の負担とすることがある。

(諸規程の準用)

第10条 この規程に定めるもののほか、特別研究学生に関し必要な事項は、本学学生に関する諸規程を準用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

